衆議院予算委員会ニュース

【第213回国会】令和6年2月21日(水)、第12回の委員会が開かれました。

- 1 令和6年度一般会計予算
 - 令和6年度特別会計予算
 - 令和6年度政府関係機関予算
 - ・各案審査のため、石川県に派遣された委員を代表して橋本岳君から、長崎県に派遣された委員を代表 して加藤勝信君から、それぞれ報告を聴取しました。
 - ・松本総務大臣、小泉法務大臣、鈴木財務大臣、武見厚生労働大臣、坂本農林水産大臣、齋藤経済産業 大臣、斉藤国土交通大臣、林国務大臣、松村国務大臣、加藤国務大臣、新藤国務大臣、自見国務大臣 及び政府参考人に一般的質疑を行いました。
 - (質疑者)後藤祐一君(立憲)、階猛君(立憲)、井坂信彦君(立憲)、早稲田ゆき君(立憲)、山岸一生君(立憲)、奥野総一郎君(立憲)、本村伸子君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

後藤祐一君 (立憲)

- (1) 花粉症対策予算
 - ア 令和5年度及び6年度当初予算額
 - イ 大幅な令和7年度当初予算の増額の必要性
- (2) 政治資金問題
 - ア 裏金の発生理由及びやめようとしながらも継続された理由
 - a 自由民主党の調査報告書を読んで理由が分かるかの確認
 - b 安倍派幹部や二階派幹部の各議員に確認した上での説明の必要性
 - イ 自由民主党の派閥幹部について国民に十分説明しているとは思わない、説明責任を果たしたとは 思わないとする声が93%を占める世論調査の結果に対する林国務大臣の見解
 - ウ 政治倫理審査会への出席
 - a 出席要請のある 51 人全員に出席の意思を確認しているかの確認
 - b 派閥幹部以外の議員にも出席の意思を確認する必要性
 - エ 議員本人の政治資金収支報告書不記載の認識及び本人による当該資金の管理
 - a 政治資金規正法違反の可能性
 - b 該当する23名の議員に対する検察の事情聴取及び立件の有無
 - c 税務申告の必要性
 - d 自由民主党としての該当議員の把握の有無
 - e 自由民主党として国税庁又は東京地検に該当者を報告する必要性
 - オ 自由民主党による聞き取り調査
 - a 政策活動費に関する調査の有無
 - b 日本弁護士連合会による第三者委員会のガイドラインに従い外部の第三者のみによる調査を行 う必要性
 - c 自由民主党自体が隠蔽体質であるとの批判に対する林国務大臣の見解
 - カ 確定申告への影響
 - a 税務署等の現場の状況
 - b 税務署職員や納税者の実際の声に対する聞き取りの有無
 - c 鈴木財務大臣が税務署視察を行う必要性
 - d 鈴木財務大臣が聞いた地元岩手県の現場の声
 - e 問題のあった自由民主党議員について国税当局が調査すべきとの意見が93%を占めている世論

調査の結果に対する鈴木財務大臣の見解

- f 国民の納税意識への悪影響を踏まえ何らかの対応をとる考えを示す必要性
- g 現状を踏まえて何らかの対応をとるべきとの指摘に対する国税庁当局の見解
- キ 裏金の使途と調査研究広報滞在費(旧文書通信交通滞在費)の使途を二重計上している可能性

階猛君 (立憲)

(1) 政治資金問題

- ア 組織的犯罪処罰法
 - a 政党の派閥が同法第2条第1項の「団体」に該当するかの確認
 - b 一般論として、脱税行為を共同の目的とする政党の派閥が、同法第6条の2第1項の組織的犯 罪集団に該当する可能性
 - c 脱税の目的が無ければ解散するような組織であれば組織的犯罪集団に該当し得るとの過去の政府答弁と照らし合わせても、清和政策研究会のような派閥は組織的犯罪集団に該当するとの意見に対する小泉法務大臣の見解
 - d 脱税の目的が未必的にでもある場合、少なくとも組織的犯罪集団に該当する可能性
 - e 過去の答弁を調べた上で、組織的犯罪集団に該当する可能性について理事会に報告する必要性
 - f 組織と関係なく勝手に収入を中抜きした場合に横領罪や背任罪となった過去の判例
 - g 組織的犯罪集団を内部に有し、杜撰な金銭管理が横行していた政党に企業献金を継続した場合、 その企業の取締役について株主代表訴訟が提起されるリスクの有無

イ 政権の担当能力

- a 現在も自民党が政権担当能力を有しているかについての林国務大臣の見解
- b 現在の自民党の政権担当能力の有無及びある場合の理由
- c 岸田内閣の政権担当能力の有無
- d 岸田内閣総理大臣が記者会見で述べた「信なくば立たず」の「信」があるかの確認
- (2) 戦略分野国内生産促進税制
 - ア 減税の恩恵を受ける企業及び減税を期限まで実行した場合の減税総額
 - イ 減税見込額が1年当たり2,190億円とすると、10年の場合は2兆円を超えることの確認
 - ウ 当該税制のKPI (重要業績評価指標) の状況の確認
 - エ 「租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」の中で、当該税制は最低レベルの評価であることの確認
 - オ 上記エの点検結果の項目の「他の政策手段」についての齋藤経済産業大臣の見解
 - カ 当該税制の特別措置が税の基本原則やEBPM (証拠に基づく政策立案) に反するとの意見に対 する林国務大臣の見解

井坂信彦君(立憲)

(1) 政治資金問題

- ア 政治資金問題への反発から多くの国民が納税に不満を抱くことは民主主義の危機であることから、 不適切な会計処理をしていた自民党議員の税務調査をすべきとの指摘に対する林国務大臣の見解
- ウ 一般論に終始する林国務大臣の答弁で国民が納得するかの確認
- (2) こども・子育て支援の強化(加速化プラン)の財源
 - ア 賃上げの有無に関わらず、支援金制度の創設により実質的な負担が生じないかの確認
 - イ これまでも社会保障関係費の歳出改革で社会保険料を一定程度抑制してきたことの確認

- ウ 今後も社会保障関係費を年平均 1,800 億円程度歳出を抑制し、その範囲内で支援金制度を構築することの確認
- エ 支援金制度の創設が実質的な負担増であることの確認
- オ 支援金制度の創設による実質的な負担が生じないとの政府の説明を踏まえ、これまで以上の歳出 削減をするかの確認
- カ 従来の歳出改革の範囲内で社会保険負担を削減し、その上で支援金の負担を国民に求めることは、 実質的には国民負担増であるとの指摘に対する加藤国務大臣の見解
- キ 従来の歳出改革の継続による歳出抑制分に着目して社会保険に係る追加負担が実質的に生じない とする加藤国務大臣の答弁を修正する必要性
- ク 追加的な国民負担が生じないとする政府の説明の根拠
- ケ 支援金制度の創設は子育て増税であるとの指摘に対する加藤国務大臣の見解
- コ 介護保険料に係る利用者負担の範囲の見直し等による歳出抑制では病気の高齢者の負担増につな がるとの指摘に対する武見厚生労働大臣の見解
- (3) 諸外国の法制度を踏まえた、法改正等の中小企業の価格転嫁対策の必要性
- (4) 年金の実質的な支給額を抑制するマクロ経済スライドを見直す必要性

早稲田ゆき君(立憲)

- (1) 子ども・子育て支援金制度に伴う国民負担
 - ア 政府の責任として医療保険制度別の加入者一人当たりの負担額を示す必要性
 - イ 支援金制度に伴う医療保険加入者一人当たりの負担額は政府の見通しである 500 円弱を大幅に超 えるという民間の有識者の試算に関する政府の見解
 - ウ 国民健康保険制度の下では扶養家族の人数に応じて負担増となるとの指摘に対する加藤国務大臣 の見解
 - エ 一人親世帯、自営業、非正規雇用労働者には重い負担ではないかとの指摘に対する加藤国務大臣 の見解
 - オ 後期高齢者の負担額
 - カ 共働き世帯で後期高齢者の両親と同居の場合は年額3、4万円以上と高額な負担となる可能性
 - キ 事業主の負担増に伴い賃金引下げや非正規雇用労働者が増加し、少子化に拍車がかかる危険性
- (2) 政府は小規模事業所の切り捨てにつながる訪問介護の報酬引下げを撤回する必要性

山岸一生君 (立憲)

政治資金問題

- ア 内閣官房長官の任務である政権の危機管理として当該問題に対応する必要性についての林国務大 臣の見解
- イ 危機管理が専門の内閣官房長官が、政治資金収支報告書への不記載があった衆議院議員 51 名を政 治倫理審査会に出席させる必要があるとの意見に対する林国務大臣の見解
- ウ 「確定申告ボイコット」という言葉についての鈴木財務大臣の把握状況
- エ 国民に対して納税への理解を求める方法
- オ 政治資金収支報告書への不記載があった議員に対して国税庁が一斉に税務調査を実施する考えの 有無
- カ 長期間にわたり現金で保管された資金の取扱い
 - a 雑所得として課税対象となる可能性
 - b 資金管理の実態から雑所得と判断された場合、国税庁の権限と責任において課税所得として処理されることの確認

- キ 政治資金問題が関心を集める中で納税を行う国民感情についての鈴木財務大臣の認識
- ク 政治資金収支報告書への不記載があった議員に対して鈴木財務大臣から修正申告を促すことの可 否
- ケ 政治資金収支報告書への不記載があった議員の納税額
 - a 修正申告を行った場合の納税額
 - b 税務調査により悪質な仮装隠蔽行為が認められた場合の納税額
- コ 政治倫理審査会において修正申告の意思表示がなされた場合、税務調査を見合わせる判断材料と なる可能性
- サ 自由民主党における聞き取り調査報告書の使途の発表の在り方に対する鈴木財務大臣の見解
- シ 政治資金収支報告書への不記載についての組織犯罪処罰法や犯罪収益移転防止法との関係
 - a 政治資金規正法第25条第1項の不記載罪が、組織犯罪処罰法に定められる前提犯罪に当たる可 能性
 - b 政治資金収支報告書への不記載により隠匿した資金を犯罪収益として捜査及び没収することの 法律上の可否
 - c 組織的な金融犯罪に当たり得るとの問題意識を明示する必要性に対する松村国務大臣の見解

奥野総一郎君 (立憲)

- (1) こども・子育て支援のための支援金制度の導入
 - ア 加藤国務大臣が社会保険料負担率は上がらないと説明する根拠
 - イ 国民所得がプラスとなれば国民の実質的な負担は生じないと説明する根拠
 - ウ 実質的に社会保険料が増えると考えられる中、負担の上がり方について国民に対して明確に説明 する必要性
 - エ 加藤国務大臣がアについて政治生命を懸けて断言できるかの確認
 - オ 政府が進める歳出改革の影響で今後医療などの自己負担が増えるかの確認
 - カ 読売新聞(令和6年2月21日)の社説における「負担の内容やそれによって得られる政策の効果 を説いていくのが筋」との主張に対する政府の所見
- (2) 政治資金問題
 - ア 政策活動費
 - a 政治資金規正法第21条の2にある「寄附」と岸田内閣総理大臣が説明する「支出」の違いの確認
 - b 政党から個人に対して党勢拡大のためとして支出した場合、受け手側は寄附であるとの認識に は当たらず政治資金収支報告書には記載しないことの確認
 - c 受け手から第三者の議員に政策活動費が渡った場合も報告書に記載されないことの確認
 - d 報告書に記載されないため、外部的にはノーチェックということの確認
 - e 資金の性格が寄附か支出かにかかわらず、政治活動に使われると判断すれば無税となるかの確認
 - f いわゆる政策活動費の資金の流れをガラス張りにする必要性
 - イ 自民党内の聞き取り調査において領収書の有無をチェックしたかの確認
 - ウ 確定申告では領収書を一枚一枚チェックされる中、納税をめぐり政治家優遇と国民に思われることのないようにする必要性
 - エ 一般国民と同様に政治家に対して適切に税務調査を行う必要性
 - オ 自民党の衛藤征士郎議員が政治倫理審査会に出席する意向であるとの報道に対する林国務大臣の 見解
- (3) 令和6年能登半島地震において全壊の家屋が熊本地震を上回ったとの報道を踏まえ、耐震基準の見 直し及び警鐘を鳴らす必要性

本村伸子君 (共産)

(1) ガザ情勢

- ア 我が国政府がイスラエルに対してラファへの総攻撃を行ってはいけないこと及び包括的、恒久的 停戦を繰り返して求める必要性
- イ イスラエルに国際司法裁判所の判断、国際人道法の遵守及び即時人道的な停戦を求めた国連総会 の決議を踏まえるよう求め、同国を支援する米国にも即時停戦の呼びかけを行う必要性
- ウ 我が国政府がUNRWA(国際連合パレスチナ難民救済事業機関)に対する拠出を再開する必要 性
- (3) 防衛装備の海外移転
 - ア 防衛装備の海外移転において、米国が現に戦闘が行われている国と判断することを端的に示す必要性
 - イ 米国が紛争当事国であるとの林国務大臣の認識
 - ウ 防衛装備移転三原則で移転を禁止する場合の一つである紛争当事国の括弧書き中に規定する「国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国」における「対象国」の存在の確認